

報告第9号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年12月4日提出

天理市長 並 河 健

専決第8号

専 決 処 分 書

平成29年6月30日午後0時50分頃天理市福住町地内の県道福住横田線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に人身損害につき下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成29年10月4日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 241,294円